

介護職員等処遇改善の取り組みについて

I 加算の取得状況(令和3年4月1日より)

当法人では、以下の通り介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定しております。

1 介護職員処遇改善加算

施設名称	事業	算定区分
特別養護老人ホーム 関宿ナーシングビレッジ	介護老人福祉施設	加算 I
短期入所生活介護施設 関宿ナーシングビレッジ	(予防)短期入所生活介護	加算 I
デイサービスセンター 関宿ナーシングビレッジ	通所介護 日常生活支援総合事業	加算 I
特別養護老人ホーム 横浜ナーシングビレッジ	介護老人福祉施設	加算 I
	(予防)短期入所生活介護	加算 I

2 介護職員等特定処遇改善加算

施設名称	事業	算定区分
特別養護老人ホーム 関宿ナーシングビレッジ	介護老人福祉施設	特定加算 I
短期入所生活介護施設 関宿ナーシングビレッジ	(予防)短期入所生活介護	特定加算 I
デイサービスセンター 関宿ナーシングビレッジ	通所介護 日常生活支援総合事業	特定加算 II
特別養護老人ホーム 横浜ナーシングビレッジ	介護老人福祉施設	特定加算 I
	(予防)短期入所生活介護	特定加算 I

II 職場環境等改善の状況

1 資質の向上

- ・ 介護福祉士取得等を目指す者に対する研修機会等に対する助成
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・ 認知症ケア・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

2 労働環境・処遇の改善

- ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット等の導入
- ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業及び育児短時間勤務制度の充実
- ・ 事故・緊急時マニュアルの作成により責任所在の明確化
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による、個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

3 その他

- ・ 非正規職員から正規職員への転換
- ・ 地域住民との交流により地域包括ケアシステムの一員としての自覚を持たせる